

一般競争入札の実施（公告）

長崎振興局公用車車検及び法定点検整備業務について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

長崎県長崎振興局長 有吉 佳代子

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎振興局公用車車検及び法定点検整備業務

(2) 契約内容

長崎振興局所管公用車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項各号に基づく法定点検を実施し、同法第62条に基づく継続検査を行う。

詳細については、入札説明書添付の仕様書及び「長崎振興局公用車整備計画一覧表（令和6年度）」（以下「一覧表」）による。

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

（但し、整備区分ごとに一覧表にある業務完了指定期日までに履行すること。）

(4) 入札方法

入札金額は、仕様書及び一覧表に基づき個々の整備費を合計した総額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された（ア）の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と（イ）（ウ）（エ）の金額合計をもって決定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、（ア）で見積もった希望金額の110分の100に相当する金額と、（イ）（ウ）（エ）の金額を合計した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用

人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）」に基づき、車両もしくは車両修理に係る競争入札参加資格を有している者であること。
- (4) (3)の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けていることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒852-8134 長崎県長崎市大橋町11-1

(名称) 長崎県長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班

(電話) 095-844-2182

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書等の交付方法

(期間) 令和6年4月25日（木曜日）から令和6年5月9日（木曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時までとする。

(場所) 4の部局とする。なお、長崎県ホームページからも入手可能とする。

7 一般競争入札参加申請書の提出期限及び提出場所

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を提出すること。

(提出期限) 令和6年5月9日（木曜日）午後4時まで

(提出場所) 4の部局とする。

8 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

9 入札の日時及び場所

(日時) 令和6年5月16日(木曜日) 午前10時30分 開始

(場所) 長崎県長崎市大橋町11-1 長崎振興局2階入札室(A B会議室)

電送及び郵送による入札は認めません。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件以上)を提出したとき。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定の方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。